香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　香川県定期観光バス運行事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　補助金は、定期観光バスを運行しようとする法人・団体から公募し、審査選考した企画提案に基づく事業に要する経費を対象に補助を行うことにより、県内での滞在型・周遊型観光の促進、観光客の満足度と利便性の向上、受入態勢の充実・強化を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第３条　この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号をすべて満たし、かつ、香川県定期観光バス運行事業の企画提案に応募のあった企画の中から審査選考を経て選定された最も優れた企画に基づき実施する事業とする。

（１）県内の主要交通拠点を発着地とし、観光地・観光施設や文化・アート、うどんなどの食を巡る定期観光バスを運行する事業。ただし、定期観光バスは、平成29年４月以降、可能な限り早く運行が開始され、平成30年３月31日まで、原則として毎日運行されるものであること。

（２）他の補助制度の対象となっていない事業

（補助事業者）

第４条　この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号をすべて満たす法人・団体とする。

## （１）県内に本店又は主たる事務所を有する者

（２）道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の規定に基づく、補助対象事業の実施に当たって必要となる国土交通大臣の許可を受けている者又は受ける見込みのある者

（３）将来にわたり、継続的に定期観光バスを運行する意欲がある者

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　この要綱に基づく補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次の各号の経費とする。

　（１）車両関連経費（車両経費、燃料費、バスラッピング費等）

　（２）人件費（運転手・ガイド等）

（３）事務経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、機器借上料、委託料等）

（４）その他、補助対象事業の実施に必要な経費であって、会長が特に必要と認めた経費

２　補助金の額は、補助対象経費の総額から，補助対象事業の実施により得られた収入の総額を差し引いた額の範囲内とし、１５,９６０千円を上限とする。

（交付申請）

第６条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１）を会長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に、補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第７条　会長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第２）により補助事業者に通知するものとする。

２　会長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

３　会長は、前条第２項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　会長は、第１項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の内容又は経費の配分変更）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書（様式第３）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

①　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

②　補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（２）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

２　会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第４）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第11条　補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の10月15日までに、当該年度の９月30日現在における補助事業遂行状況報告書（様式第５）を会長に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第12条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第６）を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、補助事業の実績報告書（様式第７）に、会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の事業実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条　会長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の精算払及び概算払の請求）

第15条　補助事業者は、前条の通知を受けた後、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第８）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第16条　会長は、第10条による承認をしたときは、第７条による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

２　会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）偽りその他不正の行為があったとき。

（３）補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

（４）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（５）その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

３　会長は、前項に該当するものとして補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

４　会長は、第２項に基づく取消しを行い、第３項に基づく補助金の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95％の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。

５　第３項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第３項の規定を準用する。

（補助金の経理等）

第17条　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第９）により速やかに会長に報告しなければならない。

２　会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の返還については、第14条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第19条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後、財産台帳を作成し、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請（様式第10）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、その取得財産等の取得価格若しくは効用の増加価格が50万円未満の場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過した場合には、この限りではない。

３　会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、補助事業者に収入があるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させるものとする。

（その他必要な事項）

第20条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

様式第１

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金交付申請書

香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の内容　　　　別紙１　事業計画書のとおり

２　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

　（１）　補助事業に要する経費　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　（２）　補助対象経費　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　（３）　補助事業の実施により得られる収入　　金　　　　　　　　　　円

　（４）　補助金交付申請額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助事業の経費配分　　別紙２　経費配分書のとおり

（注）１．交付申請書に次の算式を明記すること。

　　　　　補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

　　　２．対象となる事業のみを記載すること。

　　　３．補助事業の実施により得られる収入の内訳がわかる書類を添付すること。

別紙１

事業計画書

１　申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人・団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 組織構成 |  |

２　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 定期観光バス  の名称 |  |
| 事業内容 | ※下記の事項を具体的に記載すること。  　・運行コース  ・運行設定日（原則として、毎日運行とすること。）  ・設定金額  ・定期観光バスの広報の方法  ・定期観光バスの運行に当たって必要となる許可等の状況  ・スケジュール |

別紙２

経費配分書

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 細費目 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 |
| 車両関連経費 | 車両経費 |  |  |
|  | 燃料費 |  |  |
| バスラッピング費 |  |  |
| その他 |  |  |
| 人件費 | 運転手 |  |  |
|  | ガイド |  |  |
| その他 |  |  |
| 事務経費 | 消耗品費 |  |  |
|  | 印刷製本費 |  |  |
|  | 通信運搬費 |  |  |
|  | 広告宣伝費 |  |  |
|  | 機器借上料 |  |  |
|  | 委託料 |  |  |
|  | その他 |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

（注）経費積算明細書又は見積書を添付すること。

様式第２

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金交付決定通知書

平成　年　月　日付けで申請のあった上記の補助金については、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第７条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる事業及び内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対する補助金の額の区分は、平成　年　月　日付けで申請のあった平成　　　　29年度香川県定期観光バス運行事業補助金交付申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第９条の規定に基づく補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更により、補助事業に要する経費及び補助金の額について、別に通知したときは、当該別に通知したとおりとする。

（１）　補助事業に要する経費　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　（２）　補助対象経費　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　（３）　補助事業の実施により得られる収入　　金　　　　　　　　　　円

　（４）　補助金交付申請額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助事業者は、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及びこの交付要綱の定めるところに従わなければならない。

４　補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

様式第３

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金に係る

補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の内容（経費の配分）を次のとおり変更したいので、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

（１）事業の内容

　　　別紙１　事業内容変更明細書のとおり

（２）経費の配分

　　　別紙２　経費配分変更明細書のとおり

別紙１

事業内容変更明細書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更前 | 変更後 | 変 更 の 理 由 | 計画変更が補助事業に  及ぼす影響 |
|  |  |  |  |

別紙２

経費配分変更明細書

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 細費目 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 |
| 車両関連経費 | 車両経費 |  |  |
|  |  |
|  | 燃料費 |  |  |
|  |  |
| バスラッピング費 |  |  |
|  |  |
| その他 |  |  |
|  |  |
| 人件費 | 運転手 |  |  |
|  |  |
|  | ガイド |  |  |
|  |  |
| その他 |  |  |
|  |  |
| 事務経費 | 消耗品費 |  |  |
|  |  |
|  | 印刷製本費 |  |  |
|  |  |
|  | 通信運搬費 |  |  |
|  |  |
|  | 広告宣伝費 |  |  |
|  |  |
|  | 機器借上料 |  |  |
|  |  |
|  | 委託料 |  |  |
|  |  |
|  | その他 |  |  |
|  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 計 |  |  |  |
|  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |
|  |  |
| 合　　計 |  |  |  |
|  |  |

（注）変更を行おうとする事業区分について記載すること。

　　　上段に変更前の金額を、下段に変更後の金額を記載すること。

様式第４

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金に係る

補助事業の中止（廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　補助事業者名

２　理　　　由

３　中止の期間（廃止の時期）

様式第５

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金に係る

補助事業遂行状況報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の遂行状況について、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、報告します。

記

１　補助金の交付決定額及び補助金の執行額

　　　　補助金の交付決定額

　　　　補助金の概算払受領額

　　　　補助金の執行済額

２　補助事業の執行状況

様式第６

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金に係る

補助事業遅延等報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知があった上記の補助事業について、次のとおり事故があったので、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、報告します。

記

１　補助事業の進捗状況

２

３　事故の内容及び原因

４

　５　補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第７

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金に係る

補助事業の実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知を受けた上記の補助事業を完了(廃止)しましたので、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１

　　別紙１　補助事業実績書のとおり

２　補助事業の経費の配分

　　別紙２　補助金支出表のとおり

（注）１．実績報告書に次の算式を明記すること。

　　　　　補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

　　　２．対象となる事業のみを記載すること。

別紙１

補助事業実績書

１　事業内容

|  |
| --- |
| 事　業　内　容（具体的に） |
|  |

（注）補助事業実績の詳細が分かる書類を添付すること。

２　事業の資金区分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位:円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業費 | 協会補助金 | 収入 | 補助事業者負担分 | |
| 自己資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |

別紙２

補助金支出表

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 細費目 | 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 |
| 車両関連経費 | 車両経費 |  |  |
|  | 燃料費 |  |  |
| バスラッピング費 |  |  |
| その他 |  |  |
| 人件費 | 運転手 |  |  |
|  | ガイド |  |  |
| その他 |  |  |
| 事務経費 | 消耗品費 |  |  |
|  | 印刷製本費 |  |  |
|  | 通信運搬費 |  |  |
|  | 広告宣伝費 |  |  |
|  | 機器借上料 |  |  |
|  | 委託料 |  |  |
|  | その他 |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

（注）契約書、請求書、領収書等支出の根拠を示す書類、写真、成果報告物等を添付すること。

様式第８

年　　月　　日

　香川県会長　　　　　　　　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成　　年度香川県定期観光バス運行事業補助金精算（概算）払請求書

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知のあった上記補助金について、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円也

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 金　　　　　　　　額 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支払の  方　法 | 口　座  振替払 | 銀行　　　　 （支）店 | | | | | | | | | | | 現金払 | 隔地払 | 小切  手払 |
| 当座・普通 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （フリガナ）  口座名義 |  | | | | | | | | | |
| □ | □ | □ | □ |

様式第９

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る

　仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る

　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）１．別紙として積算の内訳を添付すること。

　　　２．課税事業者の場合であっても、単純に補助金の８パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

様式第10

年　　月　　日

公益社団法人香川県観光協会

会長　三矢　昌洋　殿

住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成29年度香川県定期観光バス運行事業補助金に係る

取得財産等の処分承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知のあった上記補助事業により取得した財産等を次のとおり処分したいので、香川県定期観光バス運行事業補助金交付要綱第19条第２項の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　品目及び取得年月日

２

３

４